

米沢市立北成中学校 部活動の在り方に関する方針

1 はじめに

学校教育の一環として行われる部活動指導においては、生徒の多様な体験を充実させたり、人間関係の構築、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、教育的意義が大きい活動である。

しかし、少子化が進展する中、中学校の部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなり、学校の働き方改革が進む中で専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも一層難しくなっており、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するための持続可能な活動環境の整備が求められている。

本方針は、「米沢市における部活動及び米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの在り方に関する方針」に基づき、本校の生徒が心身の調和のとれた発達をし、家族との団らんや地域活動の機会を尊重できるよう、学校、家庭、地域の関係者等が連携を図りながら、望ましい部活動の在り方を推進するための取組みを定めるものである。

2 部活動の基本方針

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動のよさに触れることで、生涯にわたって豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- (4) 学校と地域が部活動について協働・融合して取り組めるよう検討していく。

3 部活動の休養日及び活動時間について

- (1) 休養日
 - ① 平日は、2日（定時退校日・生徒会優先日）以上の休養日を設ける。
 - ② 週休日は、1日（土曜日・日曜日）以上の休養日を設ける。
＊令和8年度の中体連主催大会や中文連主催大会、コンクール、コンテスト等が終了した時点から、休日の部活動は原則行わない。
 - ③ 各種大会や練習試合、施設使用の関係で、週休日の両日に活動を行わなければならない場合は、定時退校日、生徒会優先日の他、平日に1日休養日を設ける。
- (2) 活動時間
 - ① 平日の活動時間は、2時間程度とする。
 - ② 週休日等の活動時間は、3時間程度とする。
 - ③ 学校の休業日（週休日、休日、長期休業日）の練習試合や合同練習会等も同様の活動時間とする。
- (3) 長期休業中の休養日について
 - ① 長期休業中は学校週5日制の趣旨を踏まえ、土曜日・日曜日を休養日とする。
 - ② ある程度長期の休養期間を設け、年間活動計画に示す。
- (4) 始業前練習（朝練習）について
 - ① 始業前の部活動及び自主練習等は行わない。
 - ② 校長が中体連主催大会や中文連主催大会、コンクール、コンテスト、発表会等の前や活動場所の割当等の事情があると認める場合は、一定期間において実施をすることができるものとする。ただし、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。

(5) その他

- ① 定期テスト前後の一定期間に、部活動休養日を設ける。
- ② 部活動への参加は、第3学年における中体連主催大会や中文連主催大会、コンクール、コンテスト、発表会等への出場が終了するか、東北大会、全国大会に出場する場合は、その期間までとする。

4 学校管理下外の生徒の活動について

(1) 関係団体（クラブ活動等）での活動

校長は、顧問（生徒が部活動に所属していない場合は担任等）に対し、個人として自らの技術の向上を目指し、学校外の団体に所属し活動している生徒については、その活動の実態を把握するよう指導する。

(2) 保護者会主催の活動 *1（クラブ）

校長は、保護者会が設置されている部活動について、その目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会（クラブ活動等）を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。

*1 保護者会主催の活動（クラブ）とは、学校の部活動に引き続き活動したり、部活動が休養日の時に活動したりすることをいう。

(3) 顧問は、部員が所属している学校管理下外の地域スポーツクラブ及び地域芸術文化関係団体（以下、「地域の団体」という。）の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の部活動と地域の団体の活動日・活動時間を合わせても、上記3の基準内の活動となるように、各団体関係者、保護者の理解と協力を得られるように調整を図る。

(4) 顧問は、地域の団体への部員の加入については、必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、各団体関係者、保護者に理解と協力を得る。

5 事故防止の取り組み

- (1) 顧問等は、生徒の健康状態や体力・技術の習得状況を日頃から把握し、施設設備・用具等の定期的な点検を行い、事故防止に努める。
- (2) 顧問等は、生徒が体調不良を申告しやすい雰囲気づくりを大切にし、熱中症など環境面への配慮も含めて体調管理に対応する。
- (3) 顧問等は、事故発生時の校内体制や関連機関への連絡体制を確認し、AED等の使用方法を理解して緊急時に適切な対応ができるようにする。
- (4) 顧問等は、事故が起こった場合は、生徒の安全を第一に適切な対応を行い、速やかに管理職に報告して指導を仰ぐ。

6 体罰の禁止

- (1) 校長は、体罰やハラスメントを容認しないという認識を教職員に持たせ、顧問等へ適宜指導を行う。
- (2) 顧問等は、いかなる理由でも体罰を正当化することは誤りであることを認識し、絶対に行わない。
- (3) 顧問等は、生徒の人格を否定する発言や威嚇・威圧的な言動など、ハラスメント行為は許されないことを認識し、指導する。
- (4) 顧問等は、個人情報取り扱いに注意し、漏えいがないよう学校の規則に則って適切に管理する。

7 保護者及び地域等との連携

- (1) 顧問等は、活動方針や計画・状況について保護者への説明や意見交換の機会を設け、理解を得るよう努める。
- (2) 顧問等は、活動中のけが等については、速やかに保護者に連絡し、状況を説明する。
- (3) 校長は、地域の専門的な技術指導力を持つ外部指導者の活用を進め、複数指導者による体制を構築する。
- (4) 顧問等はヨネ愛等と連携する場合は、生徒の健全育成や休養日の設定に留意し、十分に調整を図る。

8 大会参加、県外遠征等について

- (1) 主催者が中体連や中体連等以外の大会参加や練習試合、合同練習等の参加は、原則として県内で行うものとする。
※令和10年4月からは、冠大会に学校からは参加しない。
- (2) 前項にかかわらず実施地が県外にあるときの大会参加や県外遠征、宿泊を要する合宿等を実施するときは、実施計画書を添えて、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

9 年間計画及び活動実績について

- (1) 顧問は、4月15日までに年間の活動計画を作成する。
- (2) 顧問は、毎月末に校長まで活動実績を提出する。

10 その他

- (1) 部活動運営委員会を設置し、各部の取組の確認や評価を行い、改善に努める。
- (2) 部活動の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。
- (3) 部活動の保護者会等が設置されている場合は、保護者会運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

※上記以外の事項については、米沢市教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2026年4月1日より実施する。

策定期日：2026年3月